

平成 28 年 7 月 1 日

胎 内 市 財 政 課

公共工事の前払金の使途拡大について（お知らせ）

当市では、平成 28 年 5 月 27 日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年 総務省令第 61 号）が公布・施行され、公共工事の前払金に関する事項が改正されたことに伴い、建設工事請負基準約款を一部改正し、公共工事の前払の使途を拡大します。

1. 約款改正時期

平成 28 年 7 月 1 日

2. 改正内容（約款抜粋）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができる額は、前払金の 100 分の 25 以内とする。